

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和4年6月27日(月) 開会 午後 3時30分 閉会 午後 4時30分
2 ところ	徳島市役所 13階 第1研修室
3 議長	会長職務代理者 金澤 敬治
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美恵子 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 瀬畑 俊夫 2番委員 安廣 貴明 3番委員 佐野 泰弘 8番委員 中川 敏明 11番委員 松浦 義幸 14番委員 兼田 博行 15番委員 笹田 孝 17番委員 多田 孝</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>18番委員 朝田 三郎</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>(農地関係議案)</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 保留案件の審議について 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第5号議案 非農地通知の審議について 第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 第7号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第8号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>農地関係報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 3. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 5. 農地法第18条第6項の処理について 6. 農地改良届について 7. 農地の転用制限の例外(法第4条)による届出について 8. 農地の転用制限の例外(法第5条)に係る事業計画書の受理について

	9. 農地であることの証明について 10. 民事執行法による売却に係る照会に対する回答について 11. 農地転用許可後の工事進捗状況報告について
--	--

(開会 午後3時30分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の金澤委員が務めることとなっております。進行をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今から、令和4年6月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名、全委員が出席しており、会議が成立しております。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号7番原田和彦委員と、議席番号17番鎌田良昭委員の両名を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。では、第1号議案、保留案件についての審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、保留案件について御説明します。議案書1ページを御覧ください。

1番から5番について、譲受人が同一であるため合わせて御説明します。1番から5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は所有権を移転し、店舗用地に転用するものです。この案件は、5月総会にて、添付書類のうちの、徳島県生活環境保全条例第62条第1項による特定事業許可の申請書が間に合わず、保留となっていました。その後書類が提出され、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしたと思われ。また、転用面積が大規模であるため地区審査を実施しました。

第1号議案は以上5件で、田のみ4,427.11㎡です。転用目的の内訳は、その他施設用地4,427.11㎡です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、1番から5番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 先月19日に1番から5番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は、多田推進委員と私の委員2名、事務局3名と転用者側が2名です。

申請地は、国府町桜間字銭亀にあり、第2種農地に区分されるということです。転用目的は、店舗であり、造成については、40cmほど盛土し、アスファルトで舗装します。排水は、合併処理浄化槽で処理し、西側水路へ、雨水は、北側と東側の水路へ放流する計画です。

結論として今回の転用許可申請については、農地法上での許可条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても、問題なく、南井上地区の委員として、許可やむなしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第1号議案の保留案件は、全案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

続きまして、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明します。議案書2ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、貸人から借人へ、経営移譲年金受給のため、農地21筆に使用貸借権を設定するものです。貸人と借人は同一世帯の親子であり、契約期間は許可日から10年間です。借受人の耕作面積は許可後110aに至り、借受人は対象地において、果樹や水稻の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後94aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

続いて3ページを御覧ください。3番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後62aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人と譲受人の間で、営農型太陽光発電設備設置のために区分地上権を農地7筆に設定するものです。設定期間は許可日から10年間です。本件対象地は太陽光発電設備の支柱部分の転用のために5条許可も同時に申請されており、5条申請が許可されなければ3条申請も許可されないこととなっております。

5番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地4筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後228aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後111aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

続いて4ページを御覧ください。7番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後122aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

第2号議案は以上7件で、対象地は、田19,896.29㎡、畑4,711㎡、その他198㎡、計24,805.29㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、1番から3番と、5番から7番を許可し、4番案件は5条許可の審議の結果に合わせることに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については1番から3番と、5番から7番を許可し、4番案件は5条許可の審議の結果に合わせることに決定いたしました。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について御説明します。議案書5ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっている第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である一時的な利用に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。申請人は所有する農地を、自身が経営する土木建設会社に貸す資材置場として許可日から3年間、一時転用するものです。しかし、申請地はすでに転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、自身が経営する土木建設会社に貸す資材置場として転用するものです。しかし、申請地はすでに転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、住宅敷地として転用するものです。しかし、申請地はすでに転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

4番の申請地は、集团的優良農地の要件を満たす甲種農地に区分されますが、一時的な利用の不許可の例外規定に該当し、農地を分断する恐れはありません。

本案件は、営農型太陽光発電設備の3回目の更新となります。昨年までは南瓜を栽培していましたが、今年からは、ミョウガとカリフラワーに変更し、作物が遮光下で育つ根拠データの提出のほか、精通者との営農指導体制を整え、再度の更新申請に至ったものです。過去の実績ですが、収量が地域の平均的な単収の8割を確保できておりませんが、作物変更により改善策も示されています。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、農地区分が1種農地である1番案件、農地区分が甲種農地である4番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は以上4件で、地目は、田が304.43㎡、畑が403.70㎡で合計708.13㎡です。

転用目的の内訳は、住宅用地が13㎡、駐車場・資材置場が686㎡、その施設用地が9.13㎡です。以上、御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、多良地区の井川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

井川委員 今月16日の午前10時より、1番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と岸本委員、瀬畑推進委員と安廣推進委員の4名と転用者側1名、事務局2名の7名です。

申請対象の農地は、渋野町俵生にあり、1種農地に区分されるとのことです。今回

の申請は、申請者が代表となっている土木建設会社の資材置場に一時転用しようとするものです。土地の造成については、整地のみで、排水は、隣接する既存の水路に放流することと、地元の土地改良区から意見書が提出されています。先程、事務局からも説明があったとおり、すでに転用行為が行われておりますが、資材置場の必要性など、その他、農地法上で許可となる条件を満たしており、被害防除措置についても問題はなく、多家良地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして4番案件の地区審査に参加していただいた、北井上地区の政岡委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

政岡委員 今月16日に、4番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、朝田推進委員と私の委員2名、転用者側1名、事務局2名の5名です。

申請地は、国府町西黒田字北傍示と、国府町東黒田字朝日にあり、どちらも甲種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、支柱を立てて営農を継続する、営農型太陽光発電設備の更新です。営農計画についてですが、過去の実績は、乏しい部分もありますが、引き続きミョウガと、新たにカリフラワーを栽培することを計画し、根拠となるデータの提出のほか、現地調査により計画どおり営農されていることを確認しております。

結論として、北井上地区の委員は一致して、問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、1番と4番を許可相当として県に諮問し、残りの2件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案については1番と4番を許可相当として県に諮問し、残りの2件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書6ページを御覧ください。

1番と2番は、譲受人が同一であるため併せて説明します。申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、自動車の販売業を営んでおり、所有権を移転し、1番は、タイヤ販売・自動車一般整備の店舗に、2番は、露天車両置場に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、不動産業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材・車両置場に転用するものです。しかし、申請地は工事業者の手違いにより既に造成しており、許可前に転用行為を行ったことを反省する旨の始末書の提出があります。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、不動産業を営んでおり、所有権を移転し、会社敷地への進入路に転用するものです。しかし、申請地は工事業者の手違いにより一部工事をしており、許可前に転用行為を行ったことを反省する旨の始末書の提出があります。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、自宅用の露天駐車場に転用するものです。

6番から9番は、譲受人が同一であるため併せて説明します。申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、賃貸借権を設定し、営農型太陽光発電施設を設置し、そのパネル支柱部分の面積について一時転用するものです。一時転用の期間は10年間で、作付する作物はシキミとなっています。

なお、本案件は、荒廃農地を再生利用するものであり、令和3年3月から新たに制度化された取扱いとなります。一時転用許可後は、荒廃農地を再生して営農を開始し、営農の適切な継続を行う必要があります。この営農の適切な継続という要件のうち、下部の農地における単収が2割以上減収しないこと、という要件は除かれている代わりに、農地法第32条第1項各号の遊休農地に該当しないことが要件となっています。

10番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土地所有者自身が理事長となっている医療法人であり、賃貸借権を設定し、歯科医院の職員が利用する露天駐車場に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場及び駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済です。

第4号議案についての説明は以上で、地目は、田が1,426.63㎡、畑が586.81㎡で合計が2,013.44㎡です。

転用目的の内訳は、駐車場・資材置場904.12㎡、その他施設用地が1,109.32㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第4号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案は全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地通知について御説明いたします。議案書8ページを御覧ください。

1番は、多家良地区で、6月16日に地元委員さん4名と事務局職員2名、所有者の関係者1名で現地の確認をしております。

2番は、勝占地区で、6月14日に地元委員さん4名と事務局職員2名、所有者の関係者1名で現地の確認をしております。

3番は、勝占地区で、5月19日に地元委員さん4名と事務局職員2名、所有者の関係者2名で現地の確認をしております。

4番は、勝占地区で、6月14日に地元委員さん4名と事務局職員2名、所有者の関係者1名で現地の確認をしております。

5番は、上八万地区で、2月16日に地元委員さん2名と事務局職員2名、所有者の関係者2名で現地の確認をし、6月14日に事務局職員2名で再度現地の確認をしております。

全ての対象地は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われま。

第5号議案は、以上5件で、対象地は、田1,826㎡、畑4,456㎡、合計6,282㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。

第5号議案の非農地通知については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

続きまして、第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6議案、相続税の納税猶予適格者証明願について、御説明させていただきます。今月の申請は3件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番の対象地は15筆15,106㎡で、一部に公衆用道路として、除外している箇所や土地改良法に基づく事業による一時利用地が含まれていますが、継続して耕作状態にあります。

2番の対象地は、6筆6,266㎡で、一部に自宅の進入路として除外した箇所がありますが、その他の農地については、継続して耕作状態にあります。

3番の対象地は、1筆899㎡で、問題なく耕作を継続しております。

第6号議案は以上3件で、対象地は田20,102㎡、畑2,169㎡、合計で22,271㎡となっています。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明します。議案書11ページを御覧ください。

1番は、一部に当初から倉庫として除外している箇所もございますが、それ以外の農地については、耕作を継続しております。

第7号議案は以上1件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田のみの2,835.50㎡です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案については本案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第8号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第8号議案、農用地利用集積計画について御説明します。それでは、議案書12ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われれます。今月は新規設定が3件、再設定が42件で合計45件となっており、そのうち、賃貸借権が34件、使用貸借権が11件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から8番が多良地区10筆・8件、9番が勝占地区1筆・1件、10番が加茂名地区6筆・1件、11番が上八万地区1筆・1件、12番が入田地区3筆・1件、13番から19番が応神地区13筆・7件、20番から27番が川内地区12筆・8件、28番から32番が国府地区13筆・5件、33番から38番が南井上地区12筆・6件、39番から45番が北井上地区11筆・7件となっております。利用権設定については以上で、田37筆・33,828.30㎡、畑45筆・49,114.00㎡の合計82筆・82,942.30㎡となります。

第8号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第8号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

- 全委員 異議なし
- 議長 異議がないということですので、第8号議案については全案件を承認することに決定いたしました。
引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは報告事項について説明します。議案書18ページを御覧ください。
1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。次のページに渡り4件受理しました。
20ページを御覧ください。2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。4件交付しました。
21ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出についてです。5件受理しました。
22ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。23ページに渡り13件受理しました。
24ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項の処理についてです。1件受理しました。
25ページを御覧ください。6番は、農地改良届についてです。1件受理しました。
26ページを御覧ください。7番は、農地の転用制限の例外農地法第4条による届出についてです。2件受理しました。
27ページを御覧ください。8番は、農地の転用制限の例外農地法第5条に係る事業計画書の受理についてです。2件受理しました。
28ページを御覧ください。9番は、農地であることの証明についてです。3件証明しました。
29ページを御覧ください。10番は民事執行法による売却に係る照会に対する回答についてです。1件回答しました。
30ページを御覧ください。11番は農地転用許可後の工事進捗状況報告についてです。4件受理しました。
報告事項の説明については以上です。
- 議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。
それでは、御意見がないようですので、以上をもちまして、令和4年6月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。